

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月25日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	新座市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.niiza.lg.jp/site/mynumber/dokujijimu.html

執行機関名 新座市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新座市個人番号の利用に関する条例別表第一第一の項 新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	新座市子ども医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、 <u>子ども</u> に対する医療費の一部を支給することにより、 <u>子どもの保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号) 新座市子ども医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年7月7日規則第21号)